

# 新・海外旅行保険【off!】

## 重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきお申込みくださいようお願いします。

本内容は契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては普通保険約款および特約等をご確認ください。また、ご不明な点についてはお問い合わせフォームでお問い合わせください。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、本書面に記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

### この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み :この保険は、海外旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは病気等により、被保険者が損害を被った場合に保険金をお支払いします。

■保険契約者 :ソフトバンク株式会社

■保険期間 :お客さまに設定いただいた期間

補償の開始:保険期間の初日の午前 0 時。ただし、保険期間が始まった後であっても旅行行程開始前に発生した事故によるケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いできません(セットされる特約にこれと異なる取扱いが記載されている場合を除きます)。

補償の終了:保険期間の末日の午後 12 時。ただし、保険期間の途中であっても、旅行行程が終了した後に発生した事故によるケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いできません

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:

引受条件(保険金額等)、保険料はかんたん保険申込手続き画面に記載しております。  
ご確認ください。

■加入対象者:

利用規約にご同意いただき My SoftBank から手続きいただいたソフトバンク回線のご契約者さま

■被保険者 :かんたん保険 海外旅行保険申込手続き画面で指定いただいた 1 名が被保険者本人となります(※)

(※)加入者本人、配偶者、子、親、祖父母、孫、兄弟姉妹(同居・別居は問いません。)から 1 名ご選択いただけます。

■死亡保険金受取人:死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。  
特定の方を定めることはできません。

■保険料お支払方法:携帯料金合算払いでのお支払いとなります。(一時払)

■お手続き方法 :かんたん保険 申込手続き画面に従ってお申し込みください。

■中途脱退 :この保険から脱退(解約)される場合は、損保ジャパン「ソフトバンクかんたん保険」お問い合わせセンターへお問い合わせください。解約された場合、未経過期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)に相当する保険料相当額を解約返れい金としてお支払いできる場合があります。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

■補償重複について：補償内容が同様のご契約（※）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

（※）新・海外旅行保険【off!】以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます

## 契約締結時におけるご注意事項

### ■告知義務

#### ①申込内容画面のご入力にあたっての注意点

申込内容画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

（※）危険に関する重要な事項のうち、申込内容画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ・旅行行程中に従事する危険な職業（※）の有無
  - ・旅行行程中に行う危険なスポーツの有無
  - ・次の①～③のうち、いずれか1つ以上への該当有無
- ①現在、日本国外に在住している  
②現在、日本国外からアクセスしている  
③現在、すでに日本から出国している  
・現在の既往症や持病等の健康状態  
・他の保険契約等の加入状況  
・携行品損害保険金の請求状況

■告知事項について、事実を回答されなかった場合または事実と異なることを回答された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

■「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払いします。

（※）危険な職業とは次のものをいいます。

建設・土木作業、建設用機械運転、営業用貨物自動車運転、産業用機械組み立て、坑内作業、自動車・自転車・モーターボート競争、格闘技、猛獣使い、航空機操縦または搭乗する職務、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

### ■保険契約の成立

申込内容を画面でご確認いただいた後、お申し込みいただき、クレジットカードの有効性が確認され、契約成立の旨の画面表示がされた時点で契約は成立します。保険契約成立後、保険料が所定の期日にクレジットカードの取引口座より引き落とされます。

## ■保険契約証について

保険契約証の書面交付は行いません。契約成立画面またはマイソフトバンクにて加入者証をご確認ください。旅行に際しては、加入者証を印刷したもの、またはスマートフォン等で同画面を保存したもの(スクリーンショットもしくは PDF ファイル)のいずれかを必ず携帯してください。いずれもお持ちでない場合、原則として、キャッシュレス治療サービスはご利用いただけません。

## 契約締結時におけるご注意事項

### ■通知義務等

#### ■責任期間中に危険な職業に従事されることになった場合

危険な職業(P.2と同様です。)に従事されることになった場合、遅滞なく損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。この場合、ご契約が解除になり、危険な職業に従事された時以降に発生した事故によるケガ等に対しては、保険金をお支払いできませんのであらかじめご了承ください。

#### ■通知先を変更された場合

WEB 契約証記載の通知先を変更された場合は、遅滞なく損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

#### ■保険期間を延長される場合、旅行先を変更される場合

責任期間中に、旅行行程の変更等で「保険期間の延長を希望される場合」や、「旅行先を変更(旅行先の追加等)される場合」は、次の要領でお手続きください。

#### ■保険期間の延長を希望される場合

ソフトバンクかんたん保険カスタマーセンターまでご連絡ください。

#### ■旅行先を変更(旅行先の追加等)される場合

ソフトバンクかんたん保険カスタマーセンターまでご連絡ください。

## 新・海外旅行保険【off!】補償の内容

### 【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

この保険は、海外旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは病気等により、被保険者が損害を被った場合に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
治療費用	<p>被保険者が以下の①～③のいずれかに該当したことにより、以下のア.～キ.等の費用(※1)のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額(※2)をお支払いします。ただし、社会通念上妥当な額とし、ケガまたは病気の事由の発生1回につき、治療費用保険金額を限度とします。なお、①に該当した場合は事故の発生の日からその日を含めて180日以内、②または③に該当した場合は医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用にかぎります。</p> <p>①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、医師の治療を受けた場合</p> <p>②責任期間中に発病した病気(※3)または責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合。ただし責任期間終了後72時間を経過するまでに発病した病気の原因が、責任期間中に発生したものにかぎります。</p> <p>③責任期間中に特定の感染症に感染したことにより、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p> <p>(※1)国内外を問わず治療を受けた被保険者が病院等に直接支払う費用をいいます。ただし、健康保険・労災保険および海外における同様の制度等により直接支払う必要のない費用は除きます。以下同様とします。</p> <p>(※2)カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療のために支出した金額は対象になりません。</p> <p>(※3)責任期間開始前から発病していたと</p>	<p>1 故意または重大な過失</p> <p>2 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等</p> <p>④妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気</p> <p>5 歯科疾病</p> <p>6 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>7 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転(ケガの場合)</p> <p>8 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故(ケガの場合)など</p>

	<p>医師が診断した場合(既往症や持病)等は、被保険者の自覚の有無を問わず対象になりません。</p> <p>(注)病気の原因の発生時期、発病の時期、治療を開始した時期等は医師の診断によります。以下同様とします。</p> <p><u>＜お支払い対象となる主な費用＞</u></p> <p>ア. 医師または病院に支払った診察費・入院費等の費用</p> <p>イ. 義手および義足の修理費 (ケガの場合のみ)</p> <p>ウ. 入院または通院のための交通費</p> <p>エ. 治療のために必要な通訳雇入費</p> <p>オ. 保険金請求のために必要な医師の診断書の費用</p> <p>カ. a. 入院により必要となった国際電話料等通信費</p> <p>b. 入院に必要な身の回り品購入費(5万円を限度とします。)</p> <p>ただし、1回のケガまたは1回の病気につき a.b.を合計して 20 万円を限度とします。</p> <p>キ. 当初の旅行行程を離脱したことで必要となった当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費および宿泊費。</p> <p>ただし、払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は差し引いてお支払いします。など</p>	
傷害死亡・後遺障害保険金補償特約	<p>＜傷害死亡保険金＞</p> <p>責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p>＜後遺障害保険金＞</p> <p>責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害がじた場合、その程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額を限度とします。</p>	<p>1 故意または重大な過失</p> <p>2 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他のこれらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等</p> <p>4 妊娠、出産、早産または流産</p> <p>5 歯科疾病</p> <p>6 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>7 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>⑧自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みま</p>

		す。)の間の事故 ⑨(傷害死亡・後遺障害の場合) 脳疾患、疾病または心神喪失 など
疾病死亡危険 補償特約	<p>被保険者が以下の①～③のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>①責任期間中に病気により死亡された場合</p> <p>②責任期間中に発病した病気または責任期間中に原因が発生し、責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合にかぎります。</p> <p>③責任期間中に感染した特定の感染症により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合</p>	<p>1 故意または重大な過失 2 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤歯科疾病 ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑦無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 など</p>
救援者費用等 補償特約	<p>被保険者が以下の①～⑦等のいずれかに該当したことにより、以下のア～カ等の費用のうち保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に支出した金額(※1)をお支払いします。なお、保険期間を通じ救援者費用等保険金額を限度とします。</p> <p><u>＜お支払い対象となる主な場合＞</u></p> <p>①責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして継続して3日以上入院された場合</p> <p>②責任期間中に発病した病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病、歯科疾病は含まれません。)により継続して3日以上入院された場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合にかぎります。</p> <p>③責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合</p> <p>④責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合</p> <p>⑤責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは自殺行為により、事故の発生または行為の日からその日を含め</p>	<p>①故意、重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為(※) ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転(いずれも事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガにより死亡された場合を除きます。) ④麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑦妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病もしくは歯科疾病による入院 など</p> <p>(※)責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日</p>

て 180 日以内に死亡された場合  
6 病気または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡された場合  
7 責任期間中に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日以内に死亡された場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、かつその後も引き続き治療を受けていた場合にかぎります。

など

＜お支払い対象となる主な費用＞

ア. 遭難した被保険者を搜索、救助または移送する活動に要した費用

イ. 救援者(※2)の現地(※3)までの航空機等の往復運賃(救援者3名分を限度とします。)

ウ. 現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分を限度とし、かつ救援者1名につき 14 日分を限度とします。)

エ. 治療を継続中の被保険者を現地から自国の病院等へ移転するための費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃および治療費用保険金で支払われるべき費用は差し引いてお支払いします。

オ. a. 救援者の渡航手続費  
b. 救援者・被保険者が現地で支出した交通費  
c. 被保険者の入院・救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費等  
ただし、治療費用保険金で支払われる費用を除き、a.～c.を合計して 20 万円を限度とします。

カ. 被保険者が死亡した場合の遺体処理費用(100 万円を限度とします。)および現地から自国への遺体輸送費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃等は差し引いてお支払いします。

など

(※1)社会通念上、妥当な額とします。  
(※2)現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。  
(※3)事故発生地、被保険者の収容地ま

からその日を含めて 180 日以内に死亡されたときは、救援者費用保険金をお支払いします。

	<p>たは被保険者の勤務地をいいます。</p> <p>賠償責任補償特約</p> <p>責任期間中に偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物(宿泊施設の客室、宿泊施設のルームキー、賃貸業者から被保険者または契約者が賃借した旅行用品等を含みます。)を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、賠償責任保険金額を限度とします。</p> <p>(注1)被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。</p> <p>(注2)賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。なお、示談交渉サービスはありません。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ③被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ④被保険者の同居の親族、旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑤心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑥航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑦被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(※) など (※)宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(宿泊施設のルームキーなど)、居住施設内の部屋、部屋内の動産(建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。)、賃貸業者から被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品はお支払いの対象となります。</p>
<p>携行品損害補償特約</p>	<p>責任期間中に携行品が、盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合、<u>携行品1つ(1個、1組または1対)あたり10万円(保険の対象が乗車券等である場合は合計して5万円)を損害額の限度として、時価額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします(免責金額はありません。)</u></p> <p>ただし、携行品損害保険金額をもって、保険期間中のお支払いの限度とします。なお、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合、<u>盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中のお支払いの限度とします。</u></p> <p>(注1)携行品とは、バッグ、カメラ、時計、衣類、旅券等、被保険者が責任期間中に</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害 4 携行品の欠陥、または自然の消耗、性質によるさび・変色、機能に支障をきたさない外観の損害 5 置き忘れ(※1)または紛失 6 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械</p>

	<p>携行する、被保険者所有または被保険者が旅行前に旅行のために無償で借り入れた身の回り品をいいます。ただし、旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているもの、住居施設内(宿泊施設を除いた住宅等の居住施設内をいい、居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。)にある間、携行しない別送品および下記のものは保険の対象に含まれません。</p>	<p>的事故 7 国等の公権力の行使(※2) など</p> <p>(※1)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。</p> <p>(※2)火災消防または避難処置による場合や、空港等における安全確認検査等において、手荷物にかけていた錠が壊された場合を除きます。</p>
	<p>◇現金、小切手 ◇クレジットカード、自動車・原動機付自転車以外の運転免許証、定期券 ◇コンタクトレンズ、義歯 ◇船舶、自動車、原動機付自転車 ◇動物、植物 ◇稿本、設計書 ◇商品もしくは製品等 ◇業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等 ◇データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 ◇危険な運動(ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等)を行っている間のその運動のための用具およびウインドサーフィン、サーフィン等の運動を行うための用具など</p> <p>(注 2)「時価」とは同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。</p> <p>(注 3)旅券の損害については、1回の事故につき5万円を限度として、発給費用(宿泊費・交通費等を含みます。)をお支払いします。</p> <p>(注 4)自動車・原動機付自転車の運転免許証の損害については、国または都道府県に納付した再発給手数料をお支払いします。</p>	
<p>航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約</p>	<p>航空機搭乗時に航空会社に預けた手荷物の目的地への到着が6時間を超えて遅れた場合、目的地への到着後、96 時間以内かつ旅行行程中に購入した衣類・生活必需品の費用およびやむを得ず必要となつた身の回り品の費用を、10 万円を限度としてお支払いします。</p> <p>(注)手荷物が被保険者のもとに到着した時以降に購入等した費用は除きます。</p>	<p>1 故意、重大な過失または法令違反 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ③地震、噴火またはこれらによる津波 など</p>

航空機遅延費用等補償特約	<p>被保険者が以下の①または②のいずれかに該当し、被保険者がそれぞれの地で現実に支出した以下の費用(社会通念上妥当な額とします。)を負担することによって損害を被った場合、2万円を限度として保険金をお支払いします。</p> <p><u>＜お支払い対象となる主な場合＞</u></p> <p>①出発地(着陸地変更の場合の着陸した地を含みます。)において、搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合</p> <p>②乗継地において、搭乗した航空機の遅延(被保険者が搭乗予定の航空機の出発遅延、欠航等または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更を含みます。)によって、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合</p> <p><u>＜お支払い対象となる主な費用＞</u></p> <p>宿泊施設の客室料、食事代、国際電話料等通信費、目的地において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかつた旅行サービスの取消料、交通費(宿泊施設への移動に要するタクシーデ等の費用等)</p>	<p>1 故意、重大な過失または法令違反  ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他のこれらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等  ③地震、噴火またはこれらによる津波など</p>
--------------	--	--

(注 1)家族型の場合は、携行品損害、救援者費用、賠償責任、航空機寄託手荷物遅延等費用については、保険の対象となる方および保険の対象となる方と一緒に旅行されるご家族のうち、契約画面に入力された方(被保険者)全員で一つの保険金額を共有します。

(注 2)航空機寄託手荷物遅延等費用、航空機遅延費用等については、保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いしますので、事故、損害額の証明書類をお持ち帰りください。

(注 3)すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金を支払うべきケガや病気の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

## 用語のご説明

用語	用語の定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
テロ行為	政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
特定の感染	コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性

症	呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、頸口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症、高病原性鳥インフルエンザ、赤痢等をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
旅行行程	海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。

## その他ご注意いただきたいこと

(1) 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ

(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

(2) クーリングオフ

この保険は保険期間が1年以下ののみとなるため、クーリングオフの対象とはなりません。

(3) 保険会社破綻時等の取り扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(4) 個人情報の取り扱いについて

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供ま

たは登録を行います。

①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から 提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から 提供を受けることがあります。

③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に 提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することができます。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト( <https://www.sompo-japan.co.jp/> )をご覧ください。

#### (5) 保険金をお支払いする事由が発生した場合

■保険金をお支払いする事由が発生した場合、ケガ・病気のときは海外メディカルヘルplineに、その他のトラブルのときは海外ホットラインまですみやかにご通知ください(電話番号等は「ポケットガイド(新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集)」に記載しています。)。保険金をお支払いする事由の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

■保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ポケットガイド(新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集)」の「保険金ご請求の手続き」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。■ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

#### (6) ご契約内容確認事項(意向確認事項)

この保険は、海外旅行行程中のケガや病気による治療や損害等を補償する保険です。ご契約にあたり、お申込みの内容がお客様のご意向に沿っていること、お申込みをされるうえで特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認のうえお申し込みください。

■次の補償内容等について、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

①補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 ②被保険者の範囲(個人・ご家族) ③保険金額 ④保険期間(旅行行程に合わせてご設定ください。) ⑤保険料、払込方法、契約者配当金制度がないこと 保険金額や保険料等、お客様のご意向に沿わない場合は、損保ジャパン(ソフトバンクかんたん保険カスタマーセンター)にお問い合わせください。

■被保険者の『生年月日』・『性別』欄等について、画面で入力後、すべて正しい内容となっているかをご確認ください

## 問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

□取扱代理店 ソフトバンク株式会社

〒105-7629 東京都港区海岸1丁目7-1東京ポートシティ竹芝オフィスワード

□引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 情報通信産業部営業課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

□ご加入内容に関するご相談、お問い合わせや解約のお申し出等

損保ジャパン「ソフトバンクかんたん保険」お問い合わせセンター

TEL 0120-066-411

平日：午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

□事故のご連絡

損保ジャパン・事故サポートセンター

TEL 0120-778-177

24時間365日受付

□保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

(ナビダイヤル)0570-022808 <通話料有料>

＜受付時間＞

平日：午前9時15分から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

※取扱代理店であるソフトバンク株式会社は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、当社とご加入いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

(SJ25-03133 2025年6月17日)